平成 24 年 6 月 28 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
（コード番号　：8309 東大名）
三井住友信託銀行株式会社

金融庁による課徴金納付命令の決定について

平成 24 年 3 月 21 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」及び平成 24 年 5 月 29 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」でお知らせいたしました証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告の対象となった旧中央三井アセット信託銀行株式会社の運用業務における取引について、本日、金融庁より、課徴金納付命令を決定した旨公表がありましたので、お知らせいたします。今後、平成 24 年 4 月 1 日に同社の権利義務を承継した三井住友信託銀行株式会社は、当該課徴金納付命令に従い、課徴金を納付いたします。

この度の事態や当該課徴金納付命令を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客さまをはじめとする関係者の皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、改めて、深くお詫び申し上げます。

当社グループは、すでに公表しております三井住友信託銀行株式会社における再発防止策の厳正な遂行による管理態勢の強化に引き続き全力で取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以上

＜本件に関する問い合わせ先＞
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社　広報室
03-6256-6302